



(6) 他の局の主管に属しないこと。

(総合企画局の所掌事務)

第4条 総合企画局が所掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 基本構想に関する事。
- (2) 市政の総合的な企画、調整及び推進に関する事。
- (3) 秘書、広報及び広聴に関する事。
- (4) 市民参加の促進に関する事。
- (5) 国際化の推進に関する事。
- (6) 情報化の推進に関する事。

第5条を削り、第6条を第5条とし、第7条から第10条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

提案理由

市政の一層の推進を図るため、組織を改正する必要があるので提案する。